



原子力学会異常事象解説チーム（チーム 110）規約

2025 年 2 月 27 日 第 2 回広報情報委員会承認

（目的）

第 1 条 広報情報委員会規程（0501）第 4 条に基づき設置される原子力学会異常事象解説チーム（以下、「チーム 110」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

（任務）

第 2 条 チーム 110 構成員は、次の各号に掲げる活動をおこなう。

- （1）原子力施設における異常事象について、自治体、報道機関からの求めに応じ、科学的でかつわかりやすい解説をする。
- （2）この目的のために以下の活動にも参加する。
 - a) 原子力安全部会等と連携して本活動の支援者、後継者を確保・育成する。
 - b) 必要に応じて広報情報委員会の用意する研修等に参加し、コミュニケーション技術を向上する。
 - c) 通常時における自治体、報道機関および一般市民等への解説を必要に応じおこなう。
- 2 チーム 110 運営要領に活動方針を定める。
- 3 チーム 110 は、適宜活動状況・問題点を広報情報委員会に報告し、同委員会の指示・助言を得て、活動体制の改善に努める。

（組織）

第 3 条 チーム 110 は、解説担当者をもって組織する。解説担当者数は 50 名程度とする。

（主査）

第 4 条 主査は、解説担当者間の互選とする。

- 2 主査は必要に応じて委員会を招集し、活動を総括する。

（事務局）

第 5 条 事務局は広報情報委員会があたる。

（解説担当者）

第 6 条 解説担当者は広報情報委員長が必要と認めた者とする。解説担当者は会員であって、かつ、国や原子力事業者から独立した立場にある学識経験者とする。

（任期）

第 7 条 解説担当者の任期は原則として 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

(法的免責)

第8条 最善の努力を払ったとしても、限られた情報に基づき、限られた時間の中での判断とならざるを得ないことから、本活動の提供する解説の正確性、信頼性、ならびに本活動において提供された情報が直接、あるいは間接的にもたらした損害については、回答者個人としても「一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）」としても責任を負わない。ただし、解説をおこなった事項について、後日必要な情報等を得ることができた段階で、本会としてより正確な解説を適宜社会に提供することに努める。

(改定)

第9条 本規約の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、チーム110の運営に関し必要な事項は、チーム110の定めるところによる。

附則

- 1 平成22年5月28日 第509回理事会制定 同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成24年9月14日 第11回理事会承認
 - ② 平成26年5月26日 第2回広報情報委員会起案、平成26年5月28日 第7回理事会承認
 - ③ 平成28年4月27日 第3回広報情報委員会承認、平成28年5月24日 第8回理事会報告
 - ④ 2025年2月27日 第2回広報情報委員会承認、2025年5月29日 第8回理事会報告

附則

- 1 平成26年5月28日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成28年4月27日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。
- 3 2025年2月27日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。